

平成28年2月吉日

会員会社代表者各位
総務・経理担当役員様

株式会社自動車部品会館
(協賛(一社)日本自動車部品工業会)

3月29日国際課税制度特別セミナーのご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素 当会の事業につきましては、ご高配ご協力賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、株式会社自動車部品会館では、国際課税制度特別セミナーを開催いたしますので、ご案内申し上げます。

研修内容の詳細は、別紙のとおりでございますので受講をご希望される方は別紙受講申込書により、平成28年3月22日(火)までにお申込下さいますようお願い申し上げます。

敬具

国際課税制度特別セミナーのご案内

I. テーマ

- 『 国際課税の最近の動向 』と
『 中華圏・東南アジアを巡る国際課税の実態とその背景 』

II. 講師：

筑波大学大学院ビジネス科学研究科
教授 大野 雅人 氏
フェアコンサルティンググループ
エグゼクティブパートナー
税理士 細田 明 氏

III. 日 程

開催日時：平成 28 年 3 月 29 日(火)
(午前 10 時 00 分～午後 3 時 15 分まで)

IV. 開催場所：自動車部品会館 第 5 会議室 (7 階)
東京都港区高輪 1-16-15 (同封地図参照)
電話 03-5422-6351

V. 受講料：30,000円【税込】 (昼食代を含む)
(JAPIA 会員会社は 18,000円【税込】) (〃)

◎ 申 込 要 領

- ①受講申込書に受講者の会社名、住所、電話、所属、役職名及び氏名を明記して、3月22日(火)(必着)までに FAX でお申込下さい。申し込みを受付けさせていただいた方には申込受付票を折り返し FAX し申込受付完了といたします。万が一、申し込み後に参加を取り消す場合は必ず下記にご連絡下さいますようお願い致します。
 - ②上記受講料の請求書を郵送致しますので、銀行振込にて3月22日(火)までにお支払ください。(振込手数料は貴社でご負担頂きますようお願い致します)
 - ③受講希望者が募集人数(30名)になり次第締め切らせていただきます。なお、締切り前に上記募集人数を超えた場合にはお断りのご連絡を致します。
- ★参加お申込み後のキャンセルは3月22日までといたします。3月22日以後のキャンセルはお受けいたしかねますので代理の方にご出席いただくか後日テキストを郵送させていただきます。
- ★受講希望者が少数の場合は、中止となることがありますのであらかじめご了承ください。

◎ 申込先および問い合わせ先

自動車部品会館 総務部 飯島 電話：03-5422-6351

iiijima@japia.or.jp

■ 講師プロフィール

大野 雅人 (おおの まさと)

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 (租税法)、慶応大学特別招聘教授。

外務省在ニューヨーク総領事館領事、国税庁調査査察部調査課国際調査管理官、国税庁長官官房相互協議室長、法務省民事局民事第一課長、国税庁長官官房国際業務課長等を経て2011年から現職。移転価格税制の執行や税務当局間の相互協議の経験を踏まえて、大学院では国際課税法、法人税法等の授業、研究、論文指導を行う。

最近の論文としては、「納税者の基本的権利の実際上の保護 (IFA 2015 年総会の議題 2)」租税研究 2016 年 1 月号、「The practical protection of taxpayers' fundamental rights: Japan's country report,」 *International Fiscal Association, Cahiers* Vol. 100B (2015)、

「事前確認の法制化は何故必要なのか」筑波ロー・ジャーナル 16 号 (2014) 等。

大阪大学法学部卒業、米国ハーバード大学ロースクール修士。租税法学会・日本税法学会・国際租税協会 (IFA) 会員。

細田 明 (ほそだ あきら)

フェアコンサルティンググループ エグゼクティブパートナー/税理士、ジェトロ新興国支援専門家、中小企業基盤整備機構国際化支援アドバイザー、岡谷市産業大使、アコード租税総合研究所研究顧問

税務署、国税局にて、個人、大規模法人、外国法人等に対する個人所得税・法人税調査などに従事。国税庁では海外税務調査の企画・立案業務を経験した後、欧米、アジア諸国の税務当局への日本国国税庁窓口として海外当局との情報交換や各国税制の調査業務等に従事。アジア税務長官会議への出席等を通じ、各国税務当局関係者と太いパイプを築き、現在まで良好な関係を有している。

現在は、税理士法人フェアコンサルティングのエグゼクティブパートナーとして、大企業から中小企業に至るまでの幅広い顧客層に対する国際税務コンサルティングを手掛けている。

(著書)『どこがどうなる！？ 税制改正の要点解説』(共著、清文社)、『ベトナム駐在員のための個人所得税 Q&A』(共著、ベトナム税理士協会)、『早わかり平成 22 年度税制改正』(共著、中央経済社)『国際課税の基礎』(「T&A master」ロータス 21)、『Q&A タックス質問箱 法人税関係』(「税理」ぎょうせい)『税務 QA』(税務研究会)等。

(講演)『税務大学校国際租税セミナー実務コース・国際科コース』(税務大学校)、『福岡国税局国際研修』ほか各国税局国際研修、『東アジア中華圏市場を見据えた台湾企業との連携のメリットと留意点』(JETRO)等

一橋大学商学部卒業。

■ タイトル

第一部 国際課税の最近の動向

第二部 中華圏・東南アジアを巡る国際課税の実態とその背景

■ ご参加のおすすめ

平成 28 年度の税制改正においても、国際課税に関連する税制改正が注目を集めています。

国際課税制度は、近年急速に改正・拡充されてきておりますが、それに伴い、制度の全体像、各制度の相互の関係、制度の適用趣旨等が分かりにくくなってきている状況にあります。一方で、実際の適用を巡っては、近年注目される訴訟事件も発生しており、実務面における国際課税制度の正確な理解の重要性が再認識されています。

第一部では、かかる状況を踏まえて、最初に国際課税制度の最近の動向をご説明いたします。続いて、個別のトピックとして、タックス・ヘイブン対策税制、移転価格税制等における注目される訴訟事案について。最後に昨年 10 月に最終報告書が公表されました BEPS プロジェクトについてご説明します。

また、中華圏や東南アジアの諸国では、投資誘致を促しながらも歳入不足や国内産業の保護、あるいはその諸制度の未熟さ等から日系企業や個人に対して時には理不尽ともいえる課税を要求し、あるいは違法な司法取引を求めてくるなどして海外投資コストやリスクを増大させています。近年、国境を越えた経済行動の複雑化・多様化が進展するなかで、海外と日本との間で行われる経済取引を巡り日本国企業や個人がコンプライアンス違反を指摘されて事業の縮小や撤退を余儀なくされるおそれが増大しています。

そこで、第二部では、このような中華圏や東南アジアで散見される国際課税の実態とその背景について具体的事例を交えて丁寧に紹介致します。

■ 研修プログラム

第一部 国際課税の最近の動向

1. 国際租税制度の最近の改正

- (1) 国際課税制度の全体像・相互の関連
- (2) 新たな制度の導入

2. 国際課税訴訟の最近の動向

3. BEPS プロジェクト最終報告書

第二部 中華圏や東南アジアにおける国際課税の実態とその背景

1. 中華圏

- (1) 中華人民共和国
- (2) 香港特別行政区（香港）
- (3) 中華民国（台湾）

2. 東南アジア

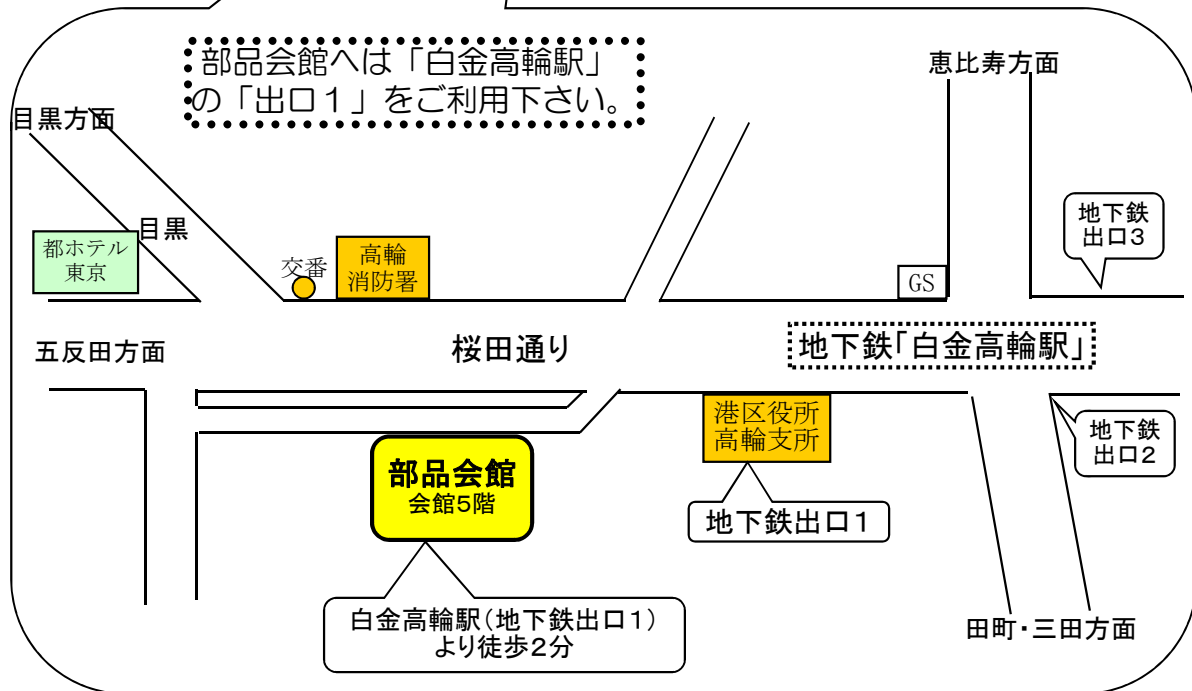
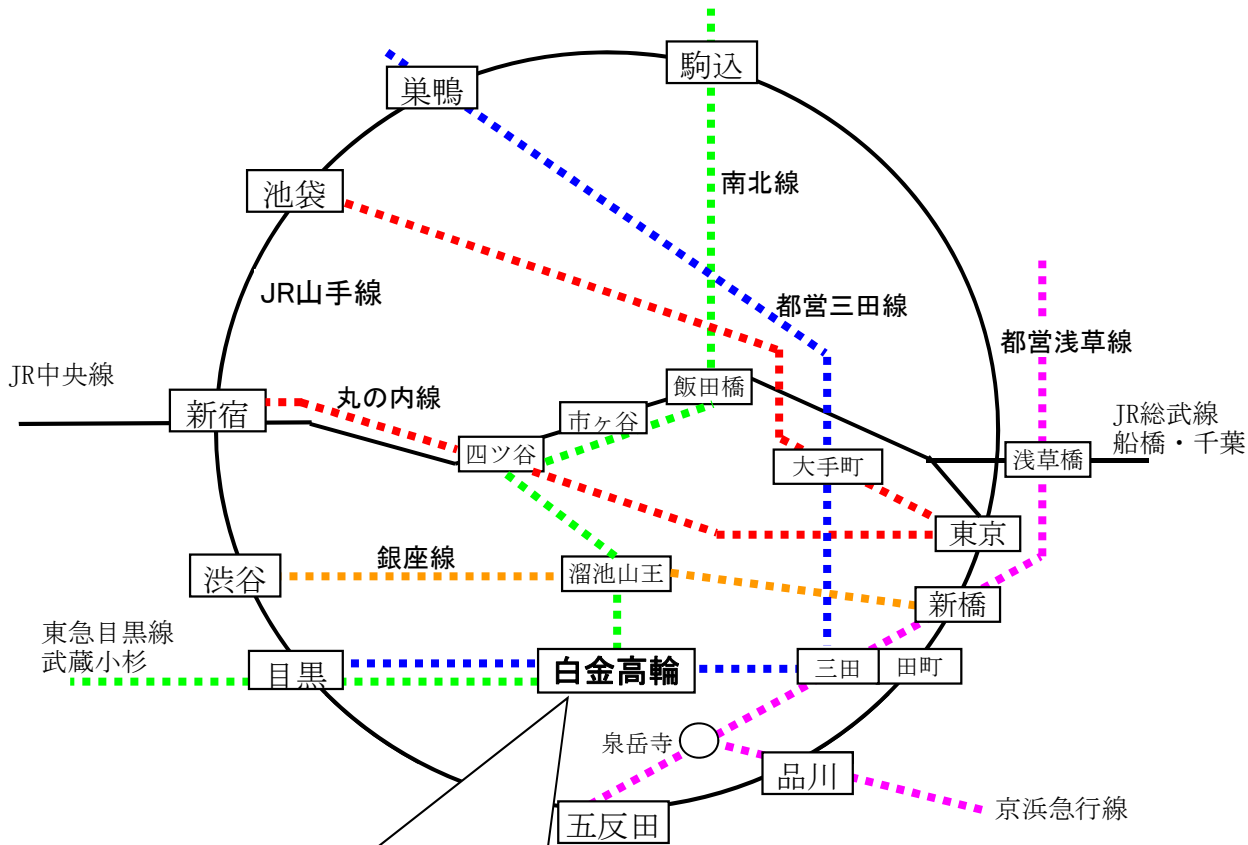
- (1) タイ王国
- (2) ベトナム共和国
- (3) インドネシア共和国
- (4) シンガポール共和国
- (5) フィリピン共和国

以上

(株)自動車部品会館ご案内図

〒108-0074 東京都港区高輪1-16-15
自動車部品会館5階
電話 03-5422-6351

部品会館の最寄り駅は、地下鉄南北線・都営三田線の「白金高輪」です。



F A X 0 3 - 3 4 4 7 - 5 3 7 2

自動車部品会館 飯島 宛

2016/3/29 「国際課税の最近の動向」と

「中華圏・東南アジアを巡る国際課税の実態とその背景」

(申込日 月 日)		
会 社 名		
〒 住 所		
電 話	所 属 ・ 役 職	
F A X		
E-mail:		
※ 申込書受付票を折り返しFAX致しますので、必ずFAX番号もご記入ください。		
ふりがな		
氏 名		
(備考)		
(N)		